工事区域明示用灯標・灯浮標設置作業のお知らせ

平成29年9月26日

関係各位 御中

東京港臨港道路南北線航行安全情報管理室

TEL 03-5579-6638

臨港道路南北線工事では、工事区域明示用灯標・灯浮標の設置作業が次の予定で 実施されます。この付近を航行する船舶は、安全運航にご協力をお願い致します。

1. 作業日時

平成29年 10月 2日(月) 9:00 ~ 12:00

2. 施工場所

図-1参照

3. 作業概要

- (1)灯浮標・灯標設置作業(図-2参照) クレーン付台船により、灯浮標・灯標を設置します。
- (2)灯浮標・灯標設置数量(図-3、4参照)

灯浮標 ϕ 1600 1基 灯標 ϕ 1600 2基

(3)灯浮標・灯標設置位置・順序(図-3参照)

設置順序: E → F → 南イ



図-1 施工位置図

4. 安全対策

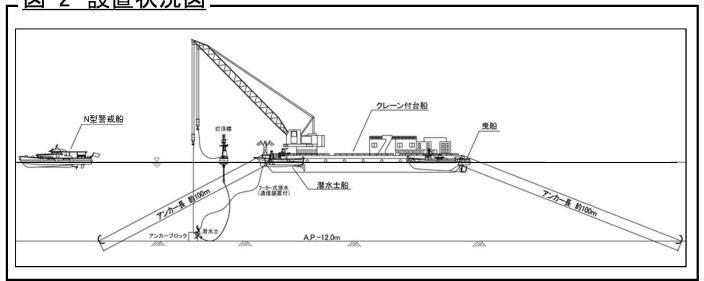
- (1)作業時間は、昼間作業(日の出~日没)とします。
- (2)作業中は、警戒船を1隻配備し付近を航行する船舶への注意喚起や情報提供を行います。

5. 連絡先

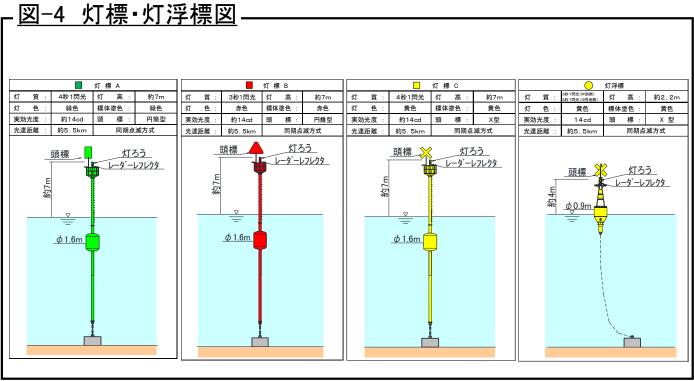
施工者:東亜·鹿島·若築 特定建設工事共同企業体 TEL 03-6426-0340

◆設置作業責任者: 鈴木 健彦(090-3022-0171)

図-2 設置状況図

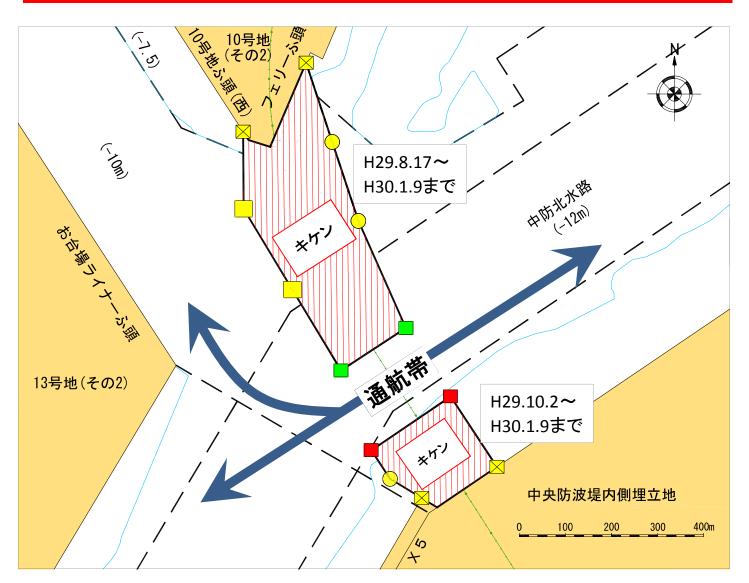






キケン進入禁止

<u>工事区域は</u> 航泊禁止区域です!



- 航泊禁止区域内は工事用船舶のアンカーワイヤー等があり大変危険です。
- 工事区域(航泊禁止区域)内は、一般船舶の通航・停泊はできません。
- 一般船舶が工事区域(航泊禁止区域)に進入した場合、海上保安部へ通報します。
- 進入した一般船舶は、港則法第37条第一項の規定違反により罰せられることがあります。港則法罰則第39条(三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金)